

## 子ども・子育て会議の設置について

○子ども・子育て支援法第72条第3項の規定で、条例で定めることにより、会議の設置並びに組織及び運営について必要な事項を定める努力義務となっており設置されたものです。

○平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度から当会議を設置し、子ども・子育て支援に関する事務に従事する者をはじめ、保護者や施設代表などの委員15名以内の組織によって運営されています。

○審査内容は

- ① 教育・保育施設の利用定員の設定
  - ② 地域型保育事業の利用定員の設定
  - ③ 子ども・子育て支援計画を定めるまたは変更する場合の審議
  - ④ 子ども・子育て支援に関する施策の実施状況の調査・審議
- などの役割を担っていただいています。

## 子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て家庭の実態に応じた事業を計画的に推進するため、法第61条に基づき、自治体が国の基本方針に即して、5年を1期とする計画事業を定めるものです。

現在、安曇野市では令和2年度より令和6年度までの5年間を計画期間となっている「第2期安曇野市子ども・子育て支援事業計画」により事業を実施しています。

○計画の主な内容は、

- ① 教育・保育提供区域の設定
  - ② 幼児期の教育・保育の量の見込みと、提供体制の確保及び実施時期の設定
  - ③ 地域子供・子育て支援事業の量の見込みと、提供体制の確保及び実施時期の設定  
(いわゆる13事業)
  - ④ 子ども・子育て支援給付に関連した事業体制確保のための施策
- などを定めています。

なお、次期計画（令和7年度から令和11年度まで）の策定のため本年度から業務に着手します。